第十八条の二十四の次に次の一条を加える。

（国外中古建物の不動産所得に係る損益通算等の特例）

第十八条の二十四の二　法第四十一条の四の三第二項第一号に規定する耐用年数を財務省令で定めるところにより算定している建物は、次に掲げる建物とする。

一　当該建物の耐用年数（減価償却資産の耐用年数等に関する省令（以下この項において「耐用年数省令」という。）に定める耐用年数をいう。以下この項において同じ。）を耐用年数省令第三条第一号に掲げる年数としているもの（当該建物の同号に規定する使用可能期間（以下この号において「使用可能期間」という。）につき、次に掲げるいずれかの書類（当該書類が外国語で作成されている場合にはその翻訳文を含むものとし、ハに掲げる書類にあつてはイ及びロに掲げる書類によることが困難である場合に限る。）により当該使用可能期間が適当であることの確認ができる建物を除く。）

イ　当該建物の使用可能期間を当該建物が所在している国の法令に基づく耐用年数に相当する年数としている旨を明らかにする書類

ロ　不動産鑑定士又は当該建物の所在している国における不動産鑑定士に相当する資格を有する者の当該建物の使用可能期間を見積もつた旨を証する書類

ハ　当該建物をその者が取得した際の取引の相手方又は仲介をした者の当該建物の使用可能期間を見積もつた旨を証する書類

二　当該建物の耐用年数を耐用年数省令第三条第二号に掲げる年数としているもの

2　その年において前項第一号に規定する確認ができる建物を有する個人が確定申告書を提出する場合には、同号に規定する書類又はその写しを当該申告書に添付しなければならない。

3　施行令第二十六条の六の三第三項第三号に規定する財務省令で定める基準は、同号に規定する資産の貸付けによる不動産所得を生ずべき業務の収入金額その他の基準のうち当該資産の貸付けの内容及び費用の性質に照らして合理的と認められるものとする。

4　法第四十一条の四の三第一項の規定の適用を受けた同条第二項第一号に規定する国外中古建物を譲渡した場合における所得税法施行規則第四十七条第三項の規定の適用については、同項第四号ハ中「同項各号に定める金額の合計額」とあるのは、「租税特別措置法第四十一条の四の三第三項（国外中古建物の不動産所得に係る損益通算等の特例）の規定により読み替えて適用される法第三十八条第二項各号に定める金額の合計額」とする。

第十九条の七第十三項中「第二十一項」を「第二十二項」に、「第二十六項から第三十二項まで」を「第二十七項から第三十三項まで」に、「第十八項」を「第十九項」に、「第二十五項」を「第二十六項」に改め、同項の表第十九項第二号の項中「第十九項第二号」を「第二十項第二号」に改め、同表第二十六項第三号の項中「第二十六項第三号」を「第二十七項第三号」に改め、同表第二十六項第四号及び第五号の項中「第二十六項第四号」を「第二十七項第四号」に改め、同表第二十七項第一号の項中「第二十七項第一号」を「第二十八項第一号」に改め、同表第二十七項第三号の項中「第二十七項第三号」を「第二十八項第三号」に、「第二十二項第二号」を「第二十三項第二号」に改め、同表第三十一項の項、第三十一項の表第二項第二号の項の項、第三十一項の表第二項第三号及び第三項第一号の項の項及び第三十一項の表第五項第四号の項の項中「第三十一項」を「第三十二項」に改め、同表第三十二項の項中「第三十二項」を「第三十三項」に改める。

第十九条の九第五項第二号中「場所」の下に「（各種所得（当該純損失の金額の計算の基礎となつた各種所得を含む。以下この号において同じ。）の生じた場所が当該各種所得に係る収入金額の支払者の居所又は本店若しくは主たる事務所若しくは支店若しくは従たる事務所（以下この号において「本店等」という。）の所在地となる場合には、当該支払者の氏名又は名称及び住所若しくは居所又は本店等の所在地若しくは法人番号）」を加える。

第十九条の十第一項中「同条」を「同条第一号、第二号及び第四号」に改める。

第十九条の十の二第一項中「第四十一条の十七の二第三項」を「第四十一条の十七第三項」に改め、同項第一号中「第四十一条の十七の二第一項」を「第四十一条の十七第一項」に改め、同条第二項中「第四十一条の十七の二第三項」を「第四十一条の十七第三項」に、「第四十一条の十七の二第一項」を「第四十一条の十七第一項」に改める。

第十九条の十の三中「第十九条の十の五第十一項」を「第十九条の十の五第十二項」に改める。

第十九条の十の五第二項中「第四十七条第二項（」を「第三十三条の二若しくは第四十七条第二項（これらの規定を」に改め、「読み替えて」を削り、同条第五項中「第二十六条の二十八の二第五項第二号」を「第二十六条の二十八の二第六項第二号」に改め、同項第一号及び第二号中「第二十六条の二十八の二第五項第九号」を「第二十六条の二十八の二第六項第九号」に改め、同項第五号中「第二十六条の二十八の二第五項第三号」を「第二十六条の二十八の二第六項第三号」に改め、同項第六号中「第二十六条の二十八の二第五項第一号」を「第二十六条の二十八の二第六項第一号」に改め、同項に次の一号を加える。

八　休眠預金等交付金関係助成金（民間公益活動を促進するための休眠預金等に係る資金の活用に関する法律（平成二十八年法律第百一号）第十九条第二項第三号イに規定する民間公益活動を行う団体若しくは同号ロに規定する資金分配団体からの助成金（同法第八条に規定する休眠預金等交付金に係る資金をその原資に含むものに限る。）又は同法第二十一条第一項に規定する指定活用団体からの助成金（同法第八条に規定する休眠預金等交付金に係る資金を原資とするものに限る。）をいう。次項、第七項第四号及び第十項第二号において同じ。）

第十九条の十の五第六項中「第二十六条の二十八の二第五項第三号」を「第二十六条の二十八の二第六項第三号」に改め、「総額（」の下に「当該総額のうちに休眠預金等交付金関係助成金の額が含まれている場合には、当該休眠預金等交付金関係助成金の額の総額を控除した金額とする。」を加え、同条第七項中「第二十六条の二十八の二第五項第三号」を「第二十六条の二十八の二第六項第三号」に改め、同項に次の一号を加える。

四　休眠預金等交付金関係助成金の額の総額

第十九条の十の五第八項中「第二十六条の二十八の二第五項第二号」を「第二十六条の二十八の二第六項第二号」に改め、同条第九項中「第二十六条の二十八の二第五項第五号」を「第二十六条の二十八の二第六項第五号」に改め、同条第十一項第二号ロ中「都道府県知事」の下に「。次号ロにおいて同じ。」を加え、同項に次の一号を加える。

三　法第四十一条の十八の三第一項第三号イからハまでに掲げる法人　次に掲げる書類

イ　その寄附金を受領した法人の次に掲げる事項を証する書類（寄附者の氏名及び住所の記載があるものに限る。）

(1)　第一号イ(1)、(2)及び(4)に掲げる事項

(2)　その寄附金が当該法人の行う施行令第二十六条の二十八の二第四項に規定する学生又は不安定な雇用状態にある研究者に対するこれらの者が行う研究への助成又は研究者としての能力の向上のための事業に充てられる寄附金である旨

ロ　文部科学大臣の次に掲げる書類の写しとして当該法人から交付を受けたもの

(1)　当該法人が施行令第二十六条の二十八の二第二項に規定する要件を満たすものであることを証する書類（当該寄附金を支出する日以前五年内に発行されたものに限る。）

(2)　当該寄附金が施行令第二十六条の二十八の二第四項の要件を満たすことにつき同項の確認をしたことを証する書類（当該寄附金を支出する日の属する年の一月一日に発行されたものに限る。）

第十九条の十の五第十一項を同条第十二項とし、同条第十項中「第二十六条の二十八の二第五項第八号」を「第二十六条の二十八の二第六項第八号」に改め、同項を同条第十一項とし、同条第九項の次に次の一項を加える。

10　施行令第二十六条の二十八の二第六項第五号に規定する財務省令で定める寄附金は、次に掲げる寄附金とする。

一　学校の入学に関する寄附金

二　休眠預金等交付金関係助成金